各都道府県·指定都市教育委員会担当課 御中

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

障害のある児童生徒の学校生活における保護者等の 付添いに関する実態調査の結果について(送付)

日頃から特別支援教育の推進に格段の御尽力をいただき、誠にありがとうございます。 このたび、御協力いただきました標記調査の結果について、別添のとおり取りまとめま したので送付いたします。

各都道府県教育委員会におかれては所管の小・中学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の小・中学校に対して、本事務連絡の内容についての報告と必要な指導等について、適切にお取り計らいくださいますようお願いします。

あわせて、自由記述欄において情報を寄せていただいた、保護者の付添いに関し、子供の成長のための保護者等との連携の参考となる事例や課題の一部について、以下のとおり御紹介します。

【事例】

- ○保護者が導尿のため来校する際、校長、担任、養護教諭など、いろいろな教師と、子供のことについて情報交換をしている。気軽に話せる環境や雰囲気作りができており、 保護者の安心感につながっている。
- ○肢体不自由の生徒について、中学校入学前から小学校関係者との懇談や授業見学を行うことで、実態把握に努め、保護者との面談も行った。保護者の教育方針や中学校への要望を聞き、中学校内のトイレを改修した。本人が学校生活において、できる限りの充実感をもてるよう、教頭、主幹教諭、学級担任でチームを組み、組織的な支援を行っている。定期的に保護者との面談を行い、特に環境のニーズに応えるように努めている。
- ○児童の自立を促すために、必要最低限の付添いにしてもらうよう話し合い、理解して もらっている。また、月1回の支援会議を、保護者と担任と交流学級担任と行うよう にしている。
- ○スクールソーシャルワーカーの協力も得て保護者に寄り添った指導を行うことで,保 護者と良好な関係を築けている。
- ○登校に不安を持ち、保護者の付添いを希望している生徒について、校長の指導の下、早い段階で、保護者とともに個別の教育支援計画・個別の指導計画を作成することで、 共通理解を図ることができた。

- ○本人・保護者が通っているクリニックと連携し、学校生活でできる支援を保護者も含めて一緒に検討している。
- ○就学前から保護者,学校,市教育委員会との話合いを重ねてきたことで,学校と保護者の役割分担が明確になり,連携の取れた対応ができている。 等

【課題】

- ○保護者に仕事を休んでもらうなど、保護者への負担が大きい。しかし、現状の指導体制では、担任が他の児童を残し、当該児童のトイレ介助等を個別に行うことは難しい。
- ○保護者が教室内に付き添うことが、個人情報の保護など他の児童生徒・保護者とのトラブルにつながるケースもある。
- ○保護者が担任の意図を踏まえないまま他の児童の対応をする,児童が保護者に甘えが ちになるなどにより,担任が指導を徹底しにくいことがある。 等

また、複数の教育委員会から、保護者の負担軽減や、他の児童生徒の個人情報保護などの課題解決のため、医療的ケアを必要とする児童生徒に対する看護師配置及び日常生活や学習上のサポート等を必要とする児童生徒に対する学校職員等配置のための補助が必要であるとの御意見がありました。

当課においては、本調査により把握した保護者等の付添いの実態を踏まえ、医療的ケアを必要とする児童生徒の支援体制の整備を進めていくこととしています(参考資料1)。

また、日常生活や学習上のサポート等を必要とする児童生徒への支援体制の整備については、従来から特別支援教育支援員の配置に要する経費が地方財政措置されており、平成27年度においてもその措置額が拡充されておりますので、これの活用による対応もよろしくお願いします(参考資料2)。当課において、教育委員会及び学校を対象としたパンフレット「「特別支援教育支援員」を活用するために」を作成していますので、併せて御活用ください。

(参考:文部科学省作成パンフレット「「特別支援教育支援員」を活用するために」) http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/002.pdf

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 企画調査係,医療的ケア支援係 〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

電話:03-5253-4111 (内線) 3193

FAX: 03-6734-3737

E-mail: tokubetu@mext.go.jp

障害のある児童生徒の学校生活における保護者等の 付添いに関する実態調査の結果(概要)

1. 調査の目的

障害者権利条約に掲げられたインクルーシブ教育システムの構築に向け、平成25年に、障害のある児童生徒の就学先決定について、「特別支援学校への就学を原則とし、例外的に小・中学校への就学を可能としていたこれまでの仕組み」から「個々の障害の状態等を踏まえ、総合的な観点から就学先を決定する仕組み」に改めたところ。

また、平成28年4月には、合理的配慮の不提供の禁止等を規定した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行を控えている。

このような状況において、小・中学校における保護者の付添いは、今後も合理的配慮の提供において一つの論点となるものと考えられることから、標記調査は、障害のある児童生徒の保護者等の付添いの実態を把握するものである。

2. 調査の概要

- 調査対象 全国の公立小・中学校
- 調査時点 平成27年5月1日時点
- 〇 調査項目 学校生活における保護者等の付添い件数

うち、医療的ケアを伴う付添い・伴わない付添いそれぞれの実態

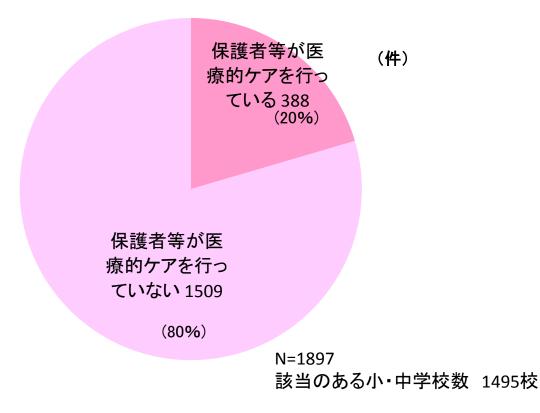
※ 保護者等とは、学校教育法第16条に定める保護者、及び、祖父母等の関係者であって 保護者の依頼を受けて付添いを行う者をいう。

3. 結果の概要

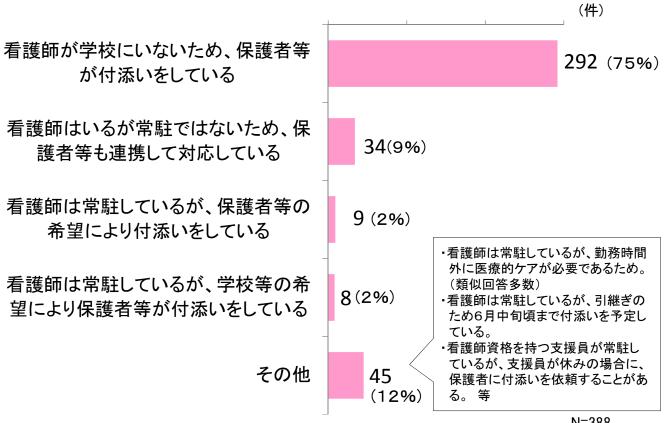
- (1)学校生活における保護者等の付添い 日常的に、校舎内において障害のある児童生徒に付き添っている保護者等の人数 は、1,897人。
- (2)医療的ケアを伴う付添い
 - (1)のうち、保護者等が医療的ケアを行っている割合は<u>20%(388件)</u>。 うち84%(326件)は、看護師が学校にいない又は常駐ではないことによる付添い。
- (3)医療的ケアを伴わない付添い
 - (1)のうち、医療的ケアを伴わない付添いは<u>80%(1,509件)。日常生活上の介助</u> (34%)、学習支援(22%)、健康・安全確保(20%)等を行っている。

目次

1. 学校生活における保護者等の付添い件数		• • • • • [1]
2. 医療的ケアを伴う保護者等の付添いの実態		[:	2]
3. 医療的ケアを伴わない保護者等の付添いの実態		[;	3]
■Ⅱ 小学校			
1. 学校生活における保護者等の付添い件数		[2	4]
2. 医療的ケアを伴う保護者等の付添いの実態		[5]
3. 医療的ケアを伴わない保護者等の付添いの実態		[6	6]
■Ⅲ中学校			
1. 学校生活における保護者等の付添い件数		[7	7]
2. 医療的ケアを伴う保護者等の付添いの実態		[8	3]
3. 医療的ケアを伴わない保護者等の付添いの実態		[9	9]
■IV 保護者等との連携の参考となる事例	と課題	i • • • 【10	0]
一・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		-	_

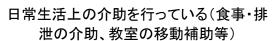


【小・中学校】医療的ケアを伴う保護者等の付添いの実態



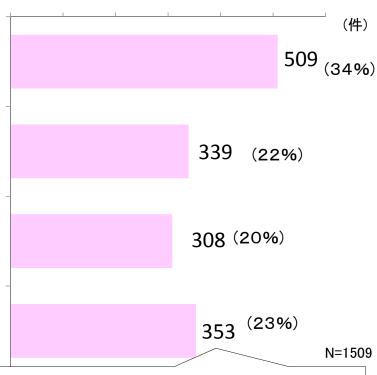
N = 388





発達障害のある児童生徒に対する学習支援を行っている(読み・書き等の困難に応じた読み上げ・代筆、児童生徒の安全確保や居場所確認等)

児童生徒の健康・安全確保を行っている (他の児童生徒への攻撃や自傷等の危険 な行動の防止等)



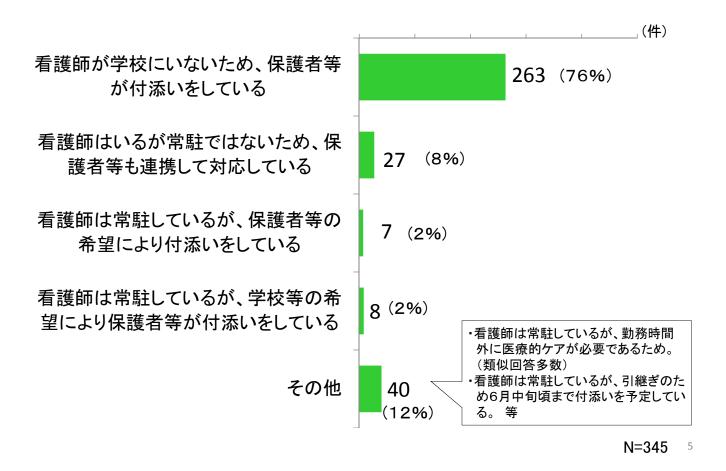
- ・児童生徒の不安解消のため/母子分離ができていないため。(類似回答多数)
- ・学校生活を見たい/指導法を参考にしたいとの希望による。
- ・選択性かん黙等の児童が学校に慣れるまでの練習のため。
- ・人工心臓のため、万一に備えて待機している。 等

その他

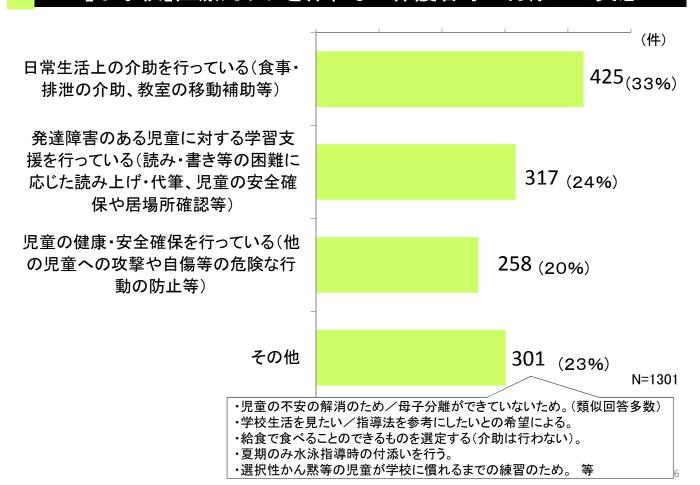
【小学校】学校生活における保護者等の付添い件数

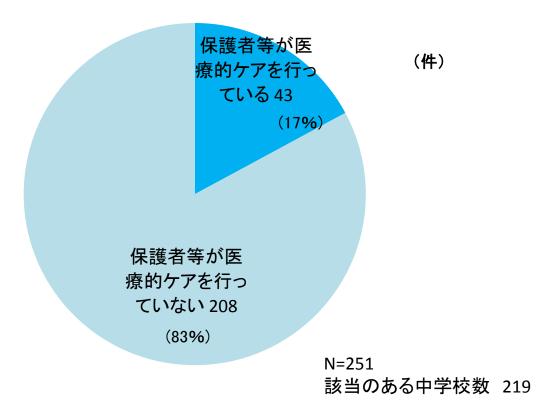
保護者等が 医療的ケアを 行っている 345 (21%) 保護者等が 医療的ケアを 行っていない 1301 (79%) N=1646 該当のある小学校数 1276校

Л

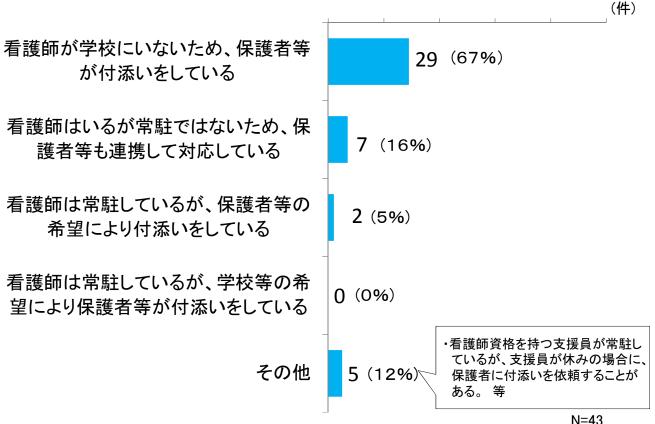


【小学校】医療的ケアを伴わない保護者等の付添いの実態

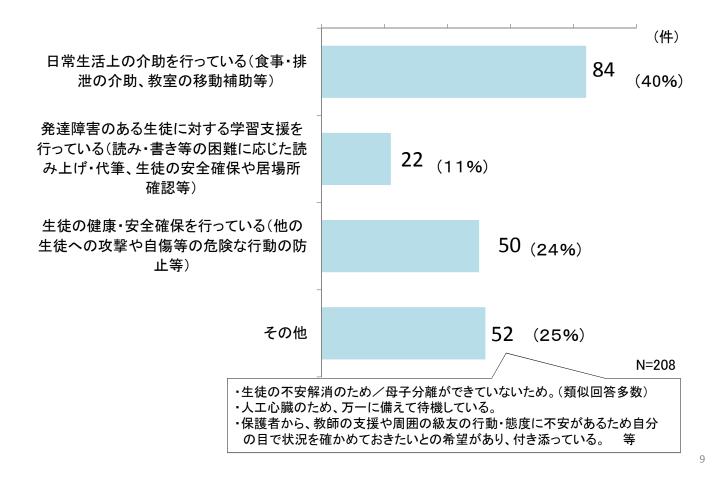




【中学校】医療的ケアを伴う保護者等の付添いの実態



7



保護者等との連携の参考となる事例と課題①

保護者等との連携の参考となる事例

- 保護者が導尿のため来校する際、校長、担任、養護教諭など、いろいろな教 師と、子供のことについて情報交換をしている。気軽に話せる環境や雰囲気 作りができており、保護者の安心感につながっている。
- 〇 肢体不自由の生徒について、中学校入学前から小学校関係者との懇談や授 業見学を行うことで、実態把握に努め、保護者との面談も行った。保護者の教 育方針や中学校への要望を聞き、中学校内のトイレを改修した。本人が学校 生活において、できる限りの充実感をもてるよう、教頭、主幹教諭、学級担任 でチームを組み、組織的な支援を行っている。定期的に保護者との面談を行 い、特に環境のニーズに応えるように努めている。
- 児童の自立を促すために、必要最低限の付添いにしてもらうよう話し合い。 理解してもらっている。また、月1回の支援会議を、保護者と担任と交流学級 担任と行うようにしている。
- スクールソーシャルワーカーの協力も得て保護者に寄り添った指導を行うこと で,保護者と良好な関係を築けている。
- ○本人・保護者が通っているクリニックと連携し、学校生活でできる支援を保護 者も含めて一緒に検討している。

保護者等との連携の参考となる事例と課題 ②

保護者等との連携の参考となる事例 (続き)

- 登校に不安を持ち、保護者の付添いを希望している生徒について、校長の指 導の下,早い段階で,保護者とともに個別の教育支援計画・個別の指導計画 を作成することで、共通理解を図ることができた。
- 〇 就学前から保護者, 学校, 市教育委員会との話合いを重ねてきたことで, 学校 と保護者の役割分担が明確になり、連携の取れた対応ができている。

課題

- 保護者に仕事を休んでもらうなど、保護者への負担が大きい。しかし、現状の 指導体制では、担任が他の児童を残し、当該児童のトイレ介助等を個別に行 うことは難しい。
- 〇 保護者が教室内に付き添うことが、個人情報の保護など他の児童生徒・保護 者とのトラブルにつながるケースもある。
- 保護者が担任の意図を踏まえないまま他の児童の対応をする. 児童が保護 者に甘えがちになるなどにより、担任が指導を徹底しにくいことがある。